



環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

石橋地区のみなさまへ 平成25年4月から ごみの分別方法が 追加されます

4月から、これまで「燃えるごみ」として区分していた「ペットボトルのラベルやキャップ」、「コンビニ弁当の容器」、「お菓子を包んでいたプラスチックの包装」などを、新しく「プラスチック製容器包装」として分別収集します。これにより、これまで燃やすしかなかったごみが、リサイクルされるようになります。

「プラスチック製容器包装の出し方」

- ① 中身を完全に使い切ってください
- ② 汚れがあるものは取り除いてください（ボトルのふたやシャンプーのノズルなどははずしてください。袋は同じで結構です）
- ③ 透明か半透明の袋に入れてください（袋は外側の1枚だけでお願いします）
- ④ プラスチック製容器包装の日（週1回）に出してください。

地下水（井戸水）を 飲用されている方へ

地下水を飲用する場合は、水質検査を実施することをお勧めします。

水質検査を希望される方は、県南保健所内の食品衛生協会またはその他の検査機関に直接お申し込みください。検査料金は検査機関によって異なります。

※市では水質検査の受け付けはしていませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

食品衛生協会（県南保健所
（県南健康福祉センター）内）
☎（22）8814
小山市犬塚3-1-1

■その他の検査機関（栃木県
に本社等のある検査機関）

・ 社団法人栃木県薬剤師会
☎028-658-9879
・ 財団法人栃木県保健衛生事業団
☎028-673-9900

・ 平成理研株式会社
☎028-660-1700
・ 株式会社那須環境技術センター
☎028-645-2404

廃棄物の野外焼却は 原則禁止です

・ 洗濯物に煙の臭いがついてしまう
・ 煙の臭いで窓が開けられない
など、ごみを焼却した際に発生する煙や臭いで困っている人がご近所にいるかもしれません。

家庭から出るごみは焼却せず決められた日に、行政カレンダーの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」に従って分別してごみステーションに出してください。

また、雑草等を排出する際にはごみ減量化のため、乾燥させて出してください。思いやりの心を持って、みんなが住みよい環境づくりにご協力ください。



行政カレンダー

ごみを出す時は ルールを守って！

○きちんと分別し、決められた分け方で出してください。（分別方法のほか、出し方や出す日が違うと、左記のようなシールが貼られます）

ルール違反の為、収集できません。

- 分別して出してください。（ ）が混ざっています。
- 収集日が違います。（ ）の日に出してください。
- ごみの出し方が違います。
- 粗大ごみです。環境課へ電話で予約し、出し直してください。
- 収集不可（建築廃材、車・バイクの部品、産業廃棄物）
- 専用の（カゴ・ネット）にバラに入れてください。
- スプレー缶は穴をあけて出してください。（備考欄）

下野市環境課 TEL40-5559 月 日

○カレンダーで収集日を確認してください。

○朝8時までに、決められた場所に出してください。

（収集が終わったあとに出した場合、ごみはステーションに残ってしまいますので、ご注意ください）

○自分の出したごみが収集されなかった時は、持ち帰り、分け方・出し方を再度確認して出し直してください。
○清潔なステーション管理にご協力ください。